制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の**指名競争入札とは異なります**。また、参加を希望しない場合においては、**辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）**

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順		場所
1	「公告文」を確認	この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。
2	「仕様書」を確認	今回は「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。
3	「共通の注意事項」を確認	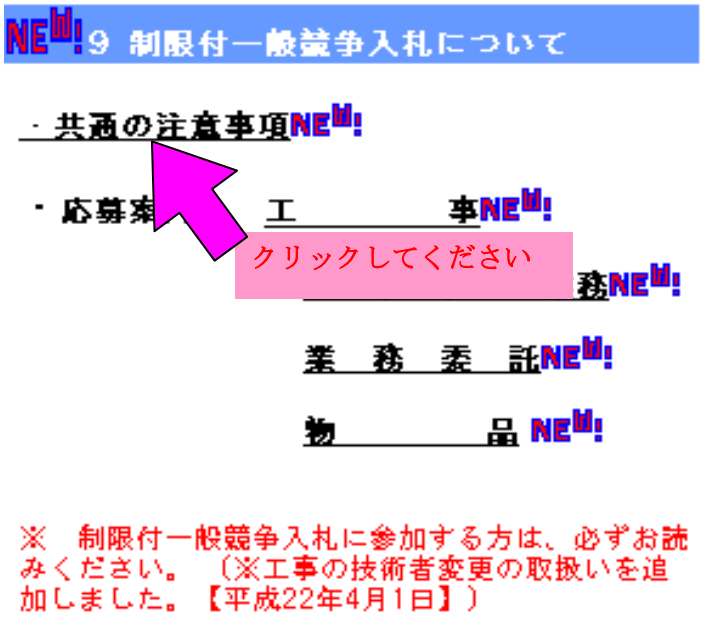 ※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。

4	「応募案内」を確認	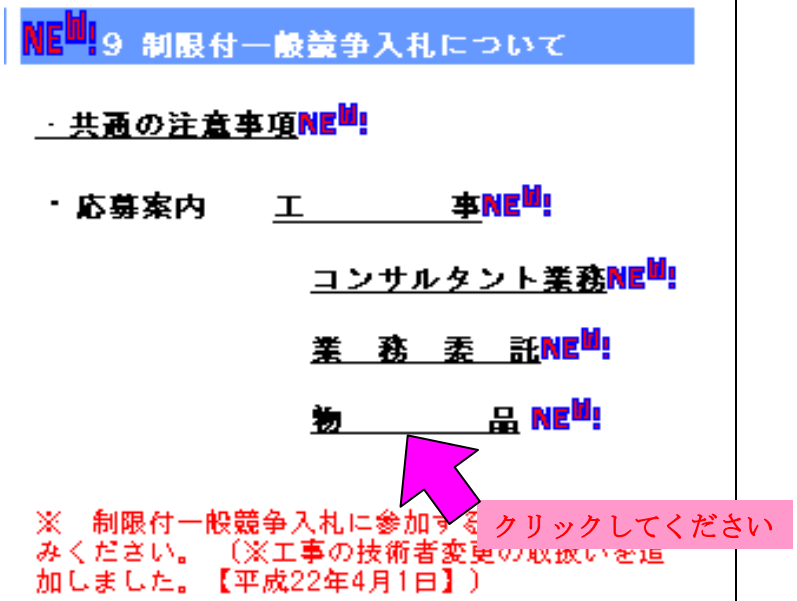 ※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。
5	「Ｑ＆Ａ（物品）」を確認	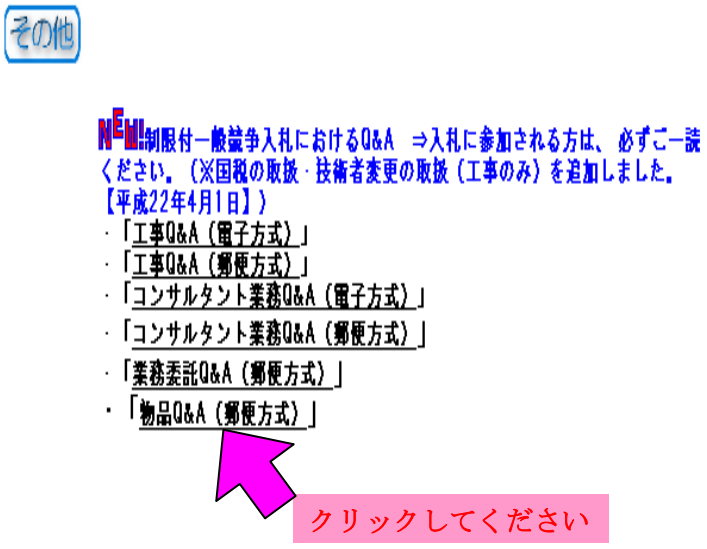 ※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。

6	郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認	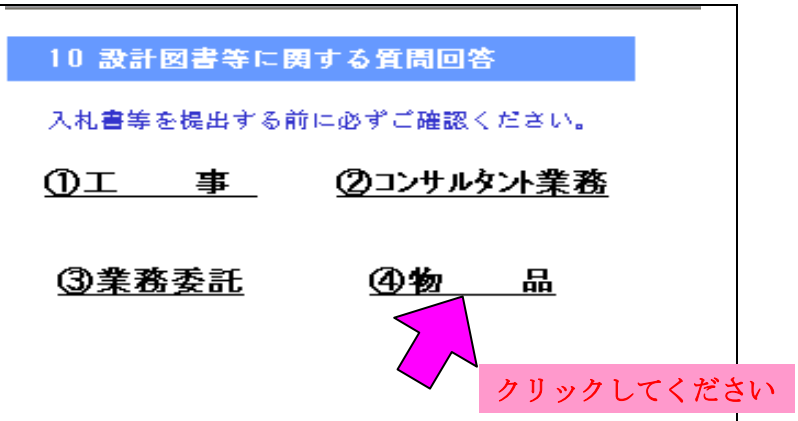 ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。
7	提出書類をダウンロードし、記入・押印	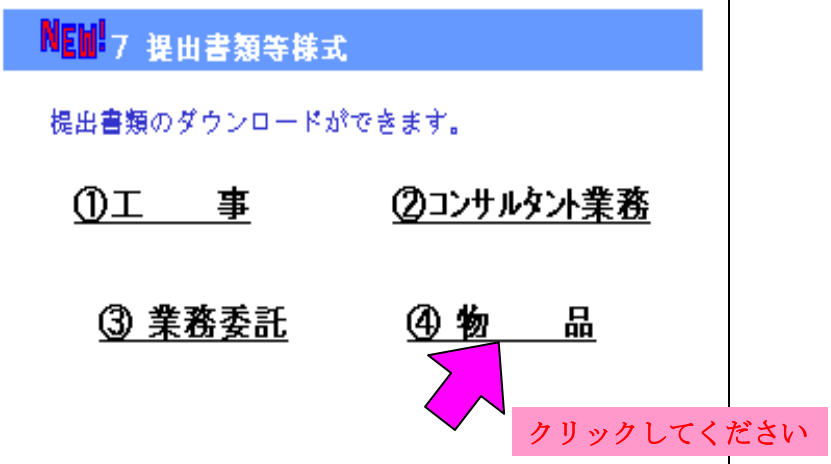 ※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。）
8	提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送	※　締切日必着ですのでご注意ください。 ※　入札書を任意の封筒に入れ、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。（公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。）
9	「参加確認書」を契約課にFAX	※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。

１０	結果を確認	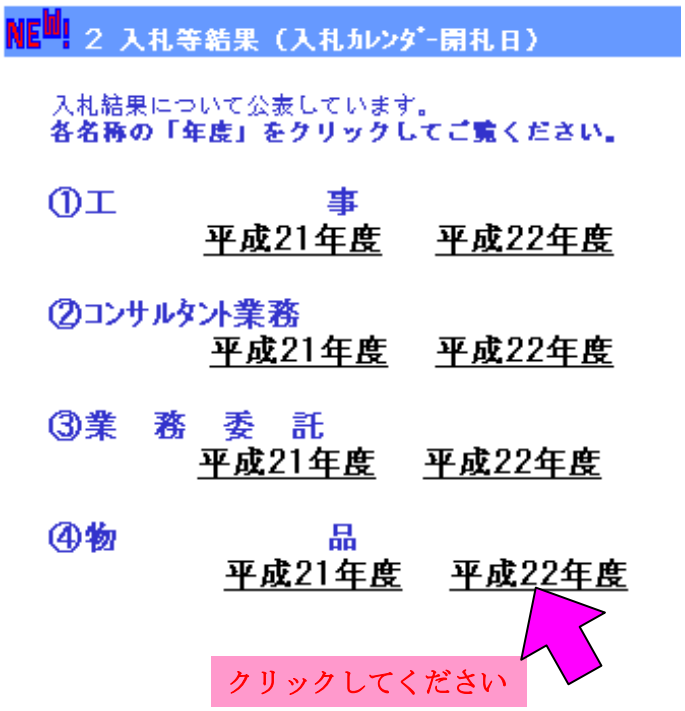 ※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。

次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明 契 第 ５ ４ ８ 号
平成２２年５月２６日

明石市長　　北 口 寛 人
（公印省略　財務部契約課）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

１　対象業務(製造請負)
（１）物品番号　２２Ｒ１００２
（２）物品名称　災害対応特殊化学消防ポンプ自動車(製造請負)
（３）納入場所　明石市消防本部（明石市藤江９２４番地の８）
（４）製造概要　災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（仕様書、別表等記載の取付品等を含む）１台
（５）納期限　**平成２３年1月３１日**

２　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)
（１）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が車両で登録されていること。
（２）平成１７年４月１日から平成２２年４月３０日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。（消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
（３）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（４）明石市契約規則第３条の規定に該当しないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（６）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（７）契約締結の条件として、公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（８）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
（特に、取付品、付属品等について薬事法による高度管理医療機器の販売業許可が必要とされるものがあるので、当該許可等を有していること。）

３　入札参加申込み
（１）申込書等の送付期間
平成２２年６月４日(金)から平成２２年６月１４日(月)まで　（契約課必着）
（２）入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類(指定様式)を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて郵送すること。（様式は変更になる場合がありますので、提出書類等一覧より最新のものをご利用ください。）
ア　制限付一般競争入札参加申請書
イ　入札書（任意の封筒に封入）
ウ　納入実績調書
（３）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をＦＡＸ（０７８－９１８－５１５３）により提出すること。

４　　仕様書についての質問及び回答

（１）仕様書に関して質問しようとする者は、下記期間内に財務部契約課へ質問書(指定様式)をＦＡＸ(０７８－９１８－５１５３)により提出すること。

平成２２年５月２６日(水)から平成２２年６月２日(水)午後１時まで

（２）質問に対する回答

平成２２年６月４日(金)午後１時からホームページにおいて公表する

５　　開札日時及び場所

（１）　日　時　　**平成２２年６月１５日(火)　午後３時０５分（予定）**

（２）　場　所　　８０４会議室（本庁舎８階）　　※開札状況により前後します。

６　　変動型最低制限価格の設定

有　　（１４　その他　（２）　参照）

７　　入札保証金

免除

８　　契約保証金

要(契約金額の１０分の１以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第２５条に該当する場合は免除等を行う場合がある。)

９　　支払条件

全額完了払

１０　　予定価格(税抜)

５７，１４２，８５７円

１１　　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページにおいて閲覧することができる。

１２　　入札に関する条件

（１）　入札書が所定の日時までに到着していること。

（２）　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。

（３）　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。

（４）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。

（５）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

１３　　無効とする入札

入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札

１４　　その他

（１）この物品に入札参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品）」を確認したうえで申し込むこと。

（２）変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。具体的には、１件の発注案件について有効な入札参加者が５者以上の場合に、下位（入札金額の低い）５者の入札金額の平均額を求め、平均額に８５％を乗じて算出された失格値未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。

制限付一般競争入札の事務の流れ

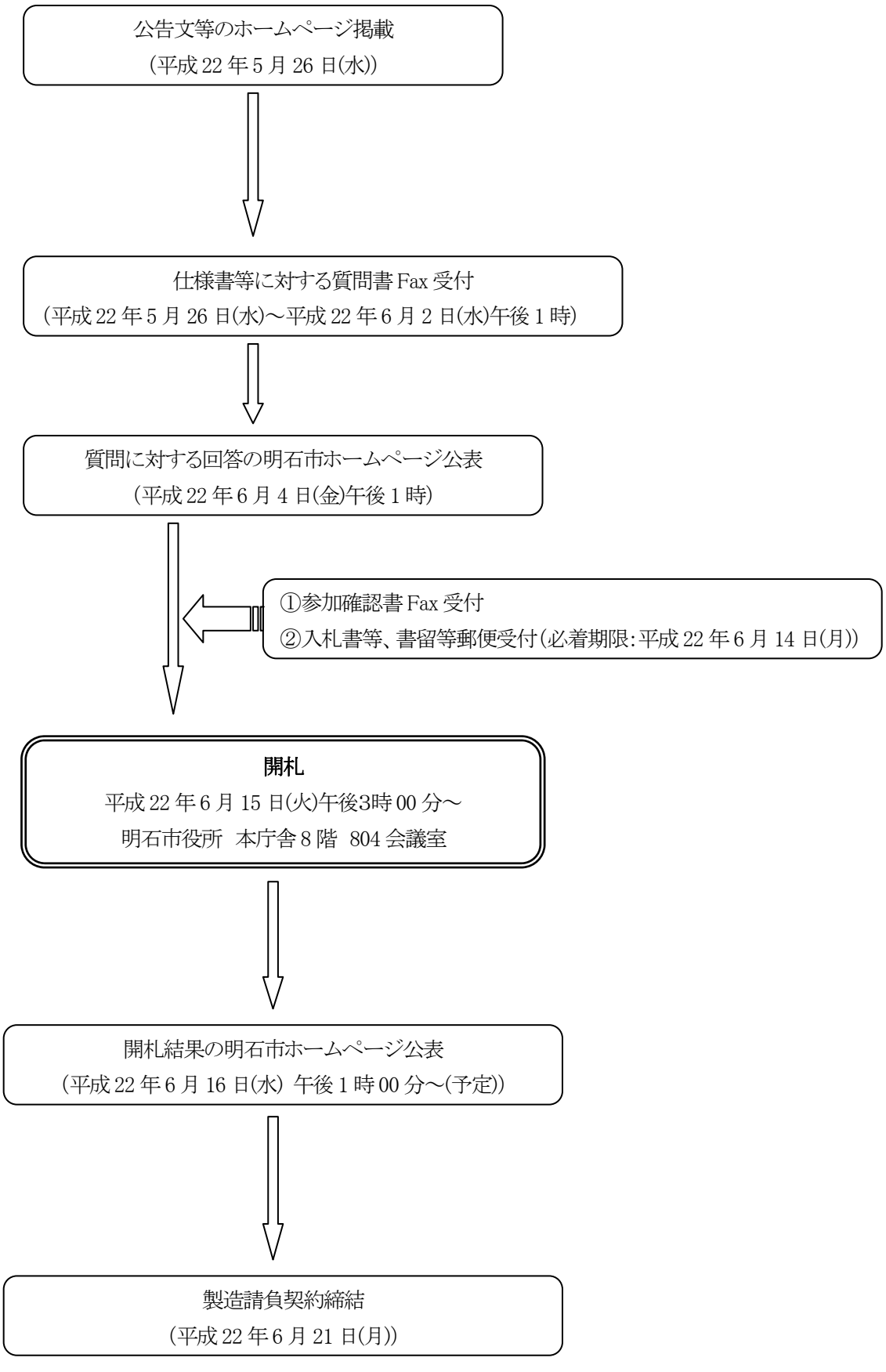

○制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

平成２２年度

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型仕様書

明石市消防本部

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型仕様書

第１章　総則

1　この仕様書は、明石市消防本部（以下「当本部」という。）が発注する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車Ⅱ型（以下「車両」という。）の規格、艤装、附属品、検査等について必要な事項を定める。

2　車両は、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に適合しなければならない。

⑴　国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成 16 年総務省告示第 281 号。以下「援助隊基準額告示」という。）

⑵　緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日消防消第 49 号。以下「要綱」という。）に規定する災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格

⑶　動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号。以下「ポンプ規格」という。）

⑷　消防用車両の安全基準検討会が定める「消防用車両の安全基準について（化学消防車等の安全基準)」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ISO 認証取得）を構築していること。

⑸　その他の関係法令等

3　車体本体、艤装材料、装備品、積載品等は、当本部が支給するものを除き、全て新規製品でなければならない。

4　装備品、積載品等は、本仕様書記載のもの又はそれ以上の性能、機能を有するものでなければならない。

5　本契約にあたっては本仕様書を了承し、疑義等は当本部係員に確認して十分熟知のうえ契約するものとする。契約後の本仕様書に記載する事項の解釈は、全て当本部の解釈によるものとする。

第２章　承認及び検査

1　受注者は契約締結後、当本部と製作に関する詳細な協議を行い、次に掲げる図書等をＡ４ファイル綴りにして提出し、承認を受けたのち製作に着手しなければならない。ただし、契約金額明細書は、契約後速やかに提出するものとする。

⑴　製作承認図一式　　３部（承認後１部返却）

ア　艤装四面図

イ　動力伝達要領図

ウ　電気配線図（電気容量、数量一覧表等含む。）

⑵　製作工程表　　２部

⑶　契約金額明細書　　１部

⑷　その他当本部が指示するもの

2　受注者は、車両の製作中、諸般の事由により本仕様書及び承認図に係る微細な変更があるとき又は疑義が生じたときは、速やかに当本部に連絡のうえ、承認又は指示を受けなければならない。

3　中間検査

塗装を施す前の艤装工事進捗状況について、施行の場所において当本部検査員の検査を受けなければならない。この場合において、受注者は検査予定日の概ね 20 日前までに検査申請書を当本部に提出するものとする。

4　完成検査

艤装等の完成状況について、当本部の指定する場所において当本部検査員の検査を受けるものとする。検査による不備指摘事項は、完全整備ののち、再検査を受けなければならない。受注者は、納入期限までに補修、調整ができるよう余裕をもって検査日を設定し、検査予定日の１ヶ月前までに検査申請書を当本部に提出するものとする。

5　納入検収

車両の登録、外観、保安装置、装備品、積載品等の機能、性能及び員数について、納入当日、当本部の指定する場所において当本部検査員の検査を受けなければならない。

6　中間検査、完成検査及び納入検収は、本仕様書、製作承認図、要綱及びポンプ規格に基づき行うものとする。

7　上記のほか、製作途中において確認又は検査を実施することがある。

第３章　購入台数及び納期等

1　購入台数、納期及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

⑴　購入台数　　１台

⑵　納　　期　　平成２３年１月３１日（月）まで

⑶　納入場所　　明石市藤江９２４番地の８　明石市消防本部

2　登録時に必要な自動車損害賠償責任保険証明書は、受注者が用意するものとし、その費用については、別途請求するものとする。又、自動車重量税印紙は、登録予定日の３週間前に当本部警防課に「重量税申込書」を提出し、後日、当本部において交付を受けるものとする。ただし、自動車リサイクル料等、登録に係るその他一切の諸経費については、契約金額に含むものとする。

3　受注者は､納入時に次に掲げる図書をＡ４ファイル綴りにして提出しなければならない。

⑴　責任保証書（車両）　　１部

⑵　責任保証書（車両艤装）　　１部

⑶　改造自動車等届出書（写し）　　２部

⑷　各種装備品等の取扱説明書　　各１部

⑸　車両取扱説明書　　１部

⑹　その他当本部が指示するもの

第４章　補助対象設備の規格

補助対象設備の規格は、要綱第４条に基づくほか次に掲げるとおりとする。

第１節　基準額告示に定める規格

1　車両は、ポンプ規格の規定によるものでなければならない。

2　型別はⅡ型とし、ホイルベースは 3.5m 以上、ポンプ性能はＡ２級以上、水槽容量は 1.5 ㎥以上、泡消火薬液槽は 0.5 ㎥以上、混合方式はポンププロポーショナー、泡ターレットは 400L レバー式又は同等以上の機能を有するものとする。

3　規格の細目その他必要な事項は、要綱の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の規格に定めるところによるものとする。

第２節　要綱に定める規格

1　車両は、次に掲げるものであること。

⑴　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。

⑵　車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

⑶　艤装材料は、要綱に定めるもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用してあること。

⑷　ポンプ性能は、Ａ２級以上であること。又、真空ポンプは、無給油真空ポンプとし、軸封装置のグランド部にあっては、メカニカルシールを用い、いずれもメンテナンスフリーとすること。更に、ポンプ不凍装置として、少量の不凍液をポンプに吸入させ主ポンプ、真空ポンプ等、主要部の凍結防止ができる構造とすること。

⑸　ボールコック付 75 ㎜の吸水口が設けられ、吸水口には 75 ㎜エルボ（スーパースイングモデル）を取付けること。又、ボールコック付 65 ㎜の放水口及び中継口（キャップ付）が設けてあること。

⑹　艤装材料の厚さは次によるものとし、フロアーステップ、バンパー上部、リアフェンダー上部及びその他必要とする部分は縞板であること。

ア　側板　　2.0 ㎜以上

イ　サイドエプロン　　1.2 ㎜以上

ウ　フェンダー　　1.0 ㎜以上

⑺　車室は堅牢な天蓋及びドアを有しており、乗車定員は６名以上とし、安全に乗車できる座席を設けてあること。又、乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒、手摺及び安全帯を設けてあること。

⑻　消防専用電話装置を備えてあること。

⑼　四輪駆動（低床）方式であること。

⑽　資機材及び器具の収納に必要な格納箱等を設けてあること。

⑾　蓄電池の容量は、24V－100AH 以上であること。

⑿　水槽

ア　水槽の艤装材料の厚さは次によるものであること。

（ア）　側板　　4.0 ㎜以上

（イ）　底部　　6.0 ㎜以上

（ウ）　上部　　4.5 ㎜以上。ただし、上部を通路とするため縞板とする。

イ　振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内面は適当と認められる防食加工を施し、水槽内部には有効に防波板を設けてあること。

ウ　内部の清掃、塗装等に便利な構造であること。

エ　オーバーフローパイプ、補給口及び水量計が設けてあること。

オ　ポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管には緩衝装置を施していること。

⒀　泡消火薬液槽

ア　振動、衝撃等により損傷、緩み等を生じないように車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び液漏れのない構造とし、薬液槽内部には必要に応じ有効な防波板を設けてあること。

イ　板厚３㎜以上のステンレス鋼板（日本工業規格 SUS316）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するもので造られた密閉型で、必要に応じ内部に完全な間仕切りを設けるものとし、泡消火薬液が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス（日本工業規格 SUS304）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものとし、その他の配管の部分及び接手、弁等並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るように被覆してあること。

ウ　内部の清掃に便利な構造であること。

エ　泡消火薬液注入口、通気管、泡消火薬液の取出し口及び液量計を設け、底部に排液口を設けてあること。

⒁　泡消火薬液混合装置

ア　泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあっては手動でも操作できる構造であること。

イ　洗浄が容易にできるものであること。

⒂　泡消火薬液混合比例装置の性能は、最大混合能力が 1,200L／min 以上であり、かつ、適正混合流量範囲は最大混合能力から 500L／min までの範囲を包含するものであること。

⒃　泡消火薬液圧送用ポンプのあるものについては、当該ポンプは水ポンプが動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 17 条第 1 項に定める運転に耐える時間以上の時間運転に耐える性能のものであり、当該ポンプに連結する配管に安全弁を設けてあること。

⑰　自衛噴霧装置が設けてあること。（設置個数及び場所については別途協議）

⑱　取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。（別表１①参照）

ア　ポンプ圧力計

イ　ポンプ連成計

ウ　エンジン回転計

エ　エンジン油温計

オ　赤色警光灯

カ　電子サイレン（電動サイレン及び警鐘の疑似音を発することができ、かつ、拡声装置としても使用できるものであること。）

キ　照明灯

ク　後退警報器（左折、後退音声付）

ケ　標識灯

⑲　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。（別表１②参照）

ア　電動サイレン

イ　ポンプ回転計

ウ　流量計

エ　積算流量計

オ　キャブチルト装置（電動油圧式）

カ　オイルパンヒーター（コード 10m 付）

キ　不凍液注入装置

ク　作業灯

ケ　車外無線送話機取出口

コ　放水銃

サ　その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

（ア）　後輪灯（保護枠付き）

（イ）　牽引用フック（前後設置）

（ウ）　特殊赤色点滅灯（前後設置）

⑳　積載品及び附属品は別表１③及び④によることとし、安全確実に積載でき、かつ、容易に取り外しができる堅個な装置を備えてあること。

第３節　要綱に定める規格に基づく仕様の詳細

前節に定める規格に基づく仕様の詳細は、以下に掲げるとおりとする。

第１款　シャシの詳細

１　シャシは、次に掲げる要件を具備すること。

⑴　シャシ主要諸元

ア　基本シャシ　　5.5 トン級消防車専用シャシ

イ　キャブの形状　　キャブオーバー型ダブルキャブ
ウ　ホイルベース　　3.5m 以上
エ　駆動方式　　四輪駆動（低床式）
オ　変速機　　マニュアルミッション
カ　ABS 装備
キ　タイヤ　　チューブレスタイヤ
ク　乗車定員　　６名以上（前席２名、後席４名）

⑵　原動機
ア　型式　　消防用水冷 4 サイクルディーゼルエンジン(NOx・PM 法適合)
イ　検定出力　　200PS 以上

⑶　シャシ取付品等
ア　バッテリー　　電気容量 120AH－20 時間率以上のもの２個をレール引出式テーブルに取付けること。テーブルは、容易に引出せ、かつ、確実にロックできる構造とする。
イ　オルタネーター　24V－80A 以上
ウ　バッテリーメインスイッチ

⑷　附属品
標準工具、専用ジャッキ、スペアタイヤ及びその他シャシメーカーの定める標準附属品とする。

第２款　消防用無線装置及び消防ナビゲーションシステム車両端末装置

1　消防専用無線電話装置を新規で取付けることとし、取付位置については別途協議すること。なお、同装置は、将来デジタル化に移行する場合、容易に取替作業ができるようにしておくこととし、仕様については、別紙「消防用超短波無線電話機仕様書」のとおりとする。

2　消防ナビゲーションシステム車両端末装置を旧車両から当本部が指定する業者が移設設置する。なお、移設に係る経費については業者負担とする。また、アンテナ等を含めた配線においては新規品を設置すること。

3　上記１、２については、契約締結後当本部と十分協議を図り施工すること。

第３款　車両艤装の詳細

1　車両艤装の留意事項

⑴　車両の完成寸法及び重量は、次に掲げるとおりとする。ただし、製作にあたっては、下記の数値を限度として、可能な限りこれらの数値を下回るように努めなければならない。

※　添付図面（三面図）参考

ア　全　　長　　7,300 ㎜以下
イ　全　　高　　3,300 ㎜以下
ウ　全　　幅　　2,350 ㎜以下
エ　車両総重量　　11,000 ㎏以下

⑵　艤装は、強度を損なわない範囲で努めてアルミ板、ステンレス鋼板を使用して重量軽減を図り、車体重量のバランスを考慮すること。

⑶　防食、防水性及び耐水性を十分考慮すること。

⑷　重要な点検箇所、主要部分の点検整備に際して、工具類使用スペースを確保するとともに必要な箇所には点検口、点検扉を設けること。

⑸　ステップ、ブラケット、手摺、握り棒等を取付ける箇所は十分補強を施すこと。

⑹　車両側板は周辺を折り曲げ、ステップは端部周辺を折り曲げる構造とし、切断部は点検整備時に危険のないよう丸みを付けること。

2　キャブ内外の艤装

キャブ内外は、有効に活用のうえ良好な居住性を確保し、次に掲げる艤装を施すこと。

⑴　各乗降口には、ステップ（アルミ縞鋼板）及び手摺を設けること。

⑵　乗降時、靴が当たる部分には、アルミ製保護板を取付けること。

⑶　アシストグリップを各乗降口上方に取付けること。

⑷　前部中央座席を取り除き、可能な限り大きい収納箱を設けること。又、設置した収納箱に無線関係機材、電子サイレン、各種操作スイッチ類を組み入れること。なお、協議の上これらの装置をキャブ内天井部前方に設置変更する場合がある。

⑸　キャブ内の任意の箇所に小物入れとして、オーバーヘッドコンソール又はコンソールボックスを設けること。又、キャビン天井中央部に、収納棚を設けるとともに、落下防止の措置を講ずること。更に、キャビン天井にネットシェルフ収納網を前後左右 4 箇所に取付けること。

⑹　後部座席前に握り棒を設け、握り棒に A3 版の書類箱（スチール製）を 2 個取付けること。又、可動式フック 6 個を設けること。

⑺　後部座席後方に空気呼吸器取付装置（ウォーカーウェーブラケット）４基分を設けることとし、防火衣及び防火帽等が吊り下げ可能なフックを装備すること。後部座席の背もたれシートは、容易に操作可能な可倒式又はスライド式とし、呼吸器装着時に支障のない構造とすること。又、隊員の頭部が空気呼吸器に直接当たらないよう可動式のヘッドレストを取付けること。

⑻　キャブ後部窓内側にプロテクター（保護枠）を設けること。

⑼　助手席及び隊員席左右には蛇管付照明灯（LED 型）を設けること。又、天井部分に室内灯(LED 型スイッチ付、ドア開放連動式)を運転席に光が漏れないように取付けること。（設置個数は別途協議）

⑽　キャブ内の配線は、美観を損ねないよう配線すること。

⑾　各座席は、汚損防止のため厚手透明ビニール張りとする。

⑿　フロントガラス内側上部（運転席インナーミラー背部）にドライブレコーダー（映像記録装置）を取付けること。

⒀　ナビゲーションシステム（バックアイカメラに連動）を取付けること。

⒁　キャブ屋根上に、アルミ縞板で台座を形成し、照明装置としてメタルハライドランプ 150W2 個（ナイトスキャンチーフ）を設置する。又、同装置のリモコンスイッチをポンプ室右側付近に取付けること。

3　ポンプ室の艤装

⑴　ポンプ室左右両側面（前部）をシャッター無しの開放型とし、点検が容易な構造とする。

⑵　ポンプ室上部は、縞鋼板張りとし、欄干２段式を周囲に設けること。

⑶　ポンプ室上部及び左右両側に必要数の点検口を設けること。

⑷　ポンプ室上部に耐熱服２式及び資機材が積載できるアルミボックスを製作し、脱着できる構造で取付けること。又、消火薬剤 8 缶分用の収納枠(ベルト付)を設けること。

⑸　ポンプ室上部に脱着型放水銃（上下駆動ギアー操作式）を設置し、使用ノズルは噴霧・棒状放水可能な最大放水量 2,000L／min（0.7MPa 時）で放水圧力に対応するオートマチック機能付きで、高い位置からの放水が可能な伸縮パイプに、ボールコックを介し取付けること。

　又、可搬式放水銃として使用できる構造とし、ポータブルベース並びに収納ブラケットを車両の低い位置に取付けること。

　なお、薬液混合装置からの混合液を放水し発泡できるノズル（泡ノズルアタッチメント）をキャブ屋根上部に取付けること。

⑹　ポンプ室上部に手動式梯子昇降装置（後部昇降式シーソータイプ）を荷台上部に設け、伸縮式三連梯子（8.7m 級キャスター付）並びに一連梯子及びとび口２本を積載する構造とし、荷台上部に上がることなく、操作可能であること。又、梯子積載時の落下防止安全装置には、特に注意を用いること。

⑺　ポンプ室上部に多目的フックを取付けること。（個数及び設置場所については別途協議）

⑻　ポンプ室に照明灯を設けること。

⑼　計器灯（LED）を左右両側に設けること。

4　薬液混合装置

⑴　手動式薬液混合装置（手動式ポンププロポーショナー）

　手動式薬液混合装置は、有圧水型手動式ポンププロポーショナー（遠隔操作型調整弁付）を取付けるとともに、必要な配管等は要綱に定める化学車の基準に適合するよう設けるものとするが、使用するバルブ等はステンレス材を用いる等薬液による腐食がない構造とし、できる限りバルブの開閉についてはボールコック式で、同混合装置

及び配管関係は容易かつ短時間で十分な洗浄が可能であること。

なお、同装置の仕様は、次のとおりとする。

ア　適正混合範囲　　３％混入時　200～3,100L／min
　　６％混入時　200～1,600L／min

イ　混合比調整　　３％・６％

ウ　最大吸引量　　100L／min 以上

エ　バイパス入口圧力　　0.8MPa～1.5MPa（8 ㎏／c ㎡～15 ㎏／c ㎡）

オ　バイパス入口流量　　362～495Ｌ／min

カ　水ポンプ圧　　0.2MPa 以下

⑵　自動式薬液混合装置（プランジャーポンプ式自動混合システム）

自動式薬液混合装置は、電動モーター駆動にて流量計測を元にした混合装置で、流量を計測しあらかじめセットされた混合比率の薬液（クラスＡ泡消火薬剤・フォレックスパンＳ）をポンプの吐出パイプに逆止弁を介して注入し水と混合させ、流量や圧力の変化にも自動的に対応可能で、0.1％毎の間隔で薬液混合比率を変更できる構造とすること。

又、流量計検出部を左右放水配管に放水銃の流量も検出できる構造で 2 個設置し、ポンプ室右側に制御用操作盤を、左側に流量確認用操作盤を取付けし、電源供給については、ポンプ用電源スイッチ連動とし、使用後の各積算データ等のメモリーを保持する構造とすること。更に、同混合装置の取付位置については、保守・点検作業が可能な場所に取付けること。

なお、同装置の仕様は、次のとおりとする。

ア　薬液ポンプ　　プランジャーポンプ

イ　薬液吐出量　　1MPa にて 9Ｌ／min

ウ　ポンプ（モーター）　　0.4Kw 24VDC

エ　最高使用圧　　2.8MPa

オ　混合範囲（最大流量）　0.1％（9,840Ｌ／min）～1.0％（980Ｌ／min）

5　薬液槽の構造

⑴　手動式薬液混合装置用薬液槽は、ステンレス製（SUS316）容量 500Ｌ以上（２分割槽）とし、内部を完全に間仕切りをした構造で要綱に適合する薬液槽とする。又、薬液槽と水槽を配管により接続し、一体の水槽として使用でき、かつ、薬液槽から水槽に薬液が流動することがなく（逆止弁付）、操作は左右にボールコックを設け、容易に操作できる構造とすること。

⑵　自動式薬液混合装置用薬液槽は、樹脂製 30Ｌ以上の容量とし、内容量が確認しやすく、低水位センサー並びにシャットオフ弁が操作しやすい位置に設けること。又、薬液を容易に補給できる補給口を設け、補給時に使用する専用のストレーナー付漏斗及び補給アダプターを附属させること。

⑶　各薬液槽の液量計を、ポンプ室左右両側の見やすい位置に設けること。
　なお、液量計上部・下部からの薬液が車体等にかからないよう処理できること。
⑷　各薬液槽に、薬液補給用の電動ポンプ（吸・排液ホース付）を取り外し式で積載し、使用後の洗浄を容易にできる構造とすること。

6　水槽の構造

⑴　水槽容量は、1,500Ｌ以上とする。
⑵　水量計はポンプ室左右両側に設けることとし、構造はゼブラ模様及び破損防止覆い付で水量計内部に赤色の浮玉を挿入すること。
⑶　左右両側に65㎜補給口を設け、鎖付オスキャップを取付けること。又、オーバーフロー防止のため、水槽内にタンク停止弁（型式：ＹＹ－65）を取付けること。（配管内の水圧抜き弁付）
⑷　水槽に蛇口（20㎜口径）を設け、汚れ物等を洗い落せるよう配管すること。

6　自衛噴霧装置

⑴　噴霧口は、車体の両側の効果的な位置にそれぞれ3口以上設置すること。
⑵　操作は、左右別々の2系統とし、車両両側で操作できるものとする。

7　ステップ等の艤装

　ステップ等の構造は、次のとおりとする。
⑴　ステップは、堅牢かつ昇降に容易なうえ、滑らない構造とすること。
⑵　登はん用ステップをポンプ室前方左右両側及び後部収納庫面に取付けること。
⑶　フロントバンパー上面全てにアルミ縞板により足踏みを設けること。
⑷　左右後輪部にあっては、下開き式展開ステップを取付けること。
※　当本部との協議のうえ安全対策として、上記のほか指示した部分に関しては滑り止めシールを貼る。

8　各種収納庫の艤装

⑴　左右後部側面収納庫は、全て雨水等が侵入しない手動シャッター仕様（塗装なし・記入文字あり）とすること。
⑵　収納庫は、少しの空間をも有効活用できるよう出来るだけ多くの収納スペースを確保すること。詳細については、別途協議すること。
⑶　左右側面下部収納庫
　ポンプ室及び左右後部側面収納庫下部に収納庫を設け、構造は次のとおりとする。
　両側下部収納庫に設ける扉は、下開き式のステップ兼用式とする。又、左後部側面収納庫下部には、引出式台座に照明器具一式(発電機、投光器、コードリール等)を収納することとし、各器具には固定ベルトを取付けること。（取付装置又は取付枠を設けた場合は除く。）各底板は、適当な水抜き穴を開けるとともにスノコを敷くこと。
⑷　後部収納庫
　水槽後部からの空間を有効に利用し設け、雨水等が侵入しない手動シャッター仕様

（塗装なし）とし、構造は次のとおりとすること。

下段には、引出式台座に送風機（テンペストブロアー）及び発泡装置（フレシキフォーム）を収納できる構造とし、上段には固定棚を設けること。

棚板等には適当な水抜き穴を開けるとともにスノコを敷くこと。

（詳細は別途指示する）

又、シャシフレームスペースに収納庫を設けること。

⑸　各収納庫に内部照明灯（LED 式）を設けること。スイッチは、シャッター及び扉連動式とし、各扉ごとの開放警告灯を運転席の視認しやすい位置に取付けること。

第４款　取付品及び取付装置等の詳細

取付品、取付装置等は、別表１「取付品、取付装置、附属品等〔補助対象〕」①及び②に掲げるとおりとする。

１　取付品及び取付装着の詳細

⑴	ポンプ圧力計	標準品
⑵	ポンプ連成計	リタード型
⑶	エンジン回転計	標準品
⑷	エンジン油温計	標準品
⑸	赤色警光灯	標識灯、スピーカー一体型をキャブ屋根前方に取付けること。（ＬＥＤ型　ＮＦ－Ｌ－ＶＪ２Ｍ－ＬＣ２）
⑹	電子サイレン	音声合成装置内蔵トランジスターサイレンアンプ（50W）をキャブ内に設置すること。（設置位置及びメッセージは指示する。 大阪サイレン製　型式ＴＳＫ－5102ＶＹにワイヤレス装置を備えたもの。）
⑺	照明灯	メタルハライド（35W以上）を照射方向が選定できる構造のものを左右側面に各１基づつ取付けること。
⑻	後退警報器	標準品
⑼	標識灯	赤色警光灯一体型（黒色丸ゴシック体で「明石市」標記）

２　軽微な変更として備えることができる取付品及び附属品の詳細

⑴	電動サイレン	赤色警光灯内蔵型（助手席床に足踏み式スイッチ付）
⑵	ポンプ回転計	標準品
⑶	流量計	ポンプ室両側の視認しやすい箇所に流量計を取付けること。
⑷	積算流量計	ポンプ室右側の視認しやすい箇所に流量計に連動する積算流量計を取付けること。
⑸	キャブチルト装置	車両固有の仕様とする。
⑹	オイルパンヒーター	運転席外のステップ付近に同ヒーター専用メタルコンセント１箇所（10ｍコード付）を設けること。

⑺　不凍液注入装置　　吸水口その他のコック配管等凍結の虞がある部分には、不凍液等の注入装置を設け、寒冷による凍結を防止できる構造とすること。(各回路名盤付)

⑻　作業灯　　車両後部にメタルハライド（35W以上）を取り付ける。

⑼　車外無線送話器取出口　　ポンプ室両側に埋込み式の防水型無線送話器取出口箱（埋込み式小型スピーカー付）を設け、切換えスイッチは扉開閉連動とすること。

⑽　放水銃　　使用ノズルは噴霧・棒状放水可能な最大放水量2,000L／min（0.7MPa時）で放水圧力に対応するオートマチック機能付きで、高い位置からの放水が可能な伸縮パイプに、ボールコックを介し取付けること。

⑾　泡アタッチメント　　マックスフォースノズル用泡ノズルアタッチメント

⑾　その他当該設備の基本設計の範囲内において必要な取付装置

ア　後輪灯　　左右後輪が運転席から十分に視認できる大きさのものを、位置、角度を最適に調整し取付けること。(保護枠付)

イ　牽引用フック　　車両前・後部共、消防活動が容易に行えるよう装備すること。詳細は別途協議する。

ウ　特殊赤色点滅灯　　車両前・後部に赤色点滅灯(各左右1対)を設けること。
（大阪サイレン製　型式ＬＦ－12型保護枠付）

第5款　附属品の詳細

附属品等は、別表1「取付品、取付装置、附属品等〔補助対象〕」③及び④に掲げるとおりとする。

1　各種器具の積載及び架装

各種器具の積載及び架装位置は協議の上決定するが、目安として下記を参考とする。

⑴　左側後部（破損機具系）　掛矢、剣先スコップ、鉄ハンマー、斧、多目的フック、金てこ、つるはし、泡消火薬剤容器

右側後部（消火機具系）　特殊ノズル、消火栓開閉金具、スタンドパイプ、消火器2本、金属用消火器2本、分岐管2基、管鎗2本、各泡ノズル、多目的フック

尚、左右共通事項として、最大限の収納を確保するため、パンチメタル等を使用した扉式収納又は引出式収納での方法を用いることとする。

⑵　ポンプ室左右計器盤上方　管鎗各1本

⑶　車体両側任意箇所　　車輪止めを両側(片側2個一対)に設置
差込式オス金具4個、吸管スパナ、工具類

第５章　補助対象外規格

第１款　車両艤装の詳細

要綱に定める以外の取付品、取付装置、附属品等は、別表２①及び②に掲げるものとし、その詳細は次項以下に記載するとおりとする。

１　取付品及び取付装置等の詳細

⑴	自動調圧装置	
⑵	消防マーク	150 ㎜
⑶	旗立てスリーブ	キャブ左側側面後方、又は、荷台左前方部に設けること。
⑷	シートカバー	汚損防止のため、各座席に厚手透明ビニール張りとする。
⑸	サイドバイザー	ステンレス製
⑹	カーエアコン	純正品
⑺	泥除けゴム	全輪取付
⑻	前照灯	ディスチャージ・ヘッドライト
⑼	フォグランプ	純正品
⑽	照明灯	キャブ屋根上にメタルハライドランプ 150W２個（ナイトスキャンチーフ）を設けること。
⑾	その他標準装備品	純正ラジオ、ヒーター

２　附属品等の詳細

⑴	泡ノズル	NV-40VITG ﾋﾞｯﾄﾉｽﾞﾙ半ﾈｼﾞ仕様ｸｱﾄﾞﾗﾉｽﾞﾙﾁｯﾌﾟ型付
⑵	泡アタッチメント	①ＭＸフォームジェット(クアドラフォグノズル対応型) ②ＬＸフォームジェット(クアドラフォグノズル対応型)
⑶	ラインプロポーショナー	ＦＰ－65・400（呼び 50／65 差込式マルチコネクト）
⑷	ポンププロポーショナー	クラス A 対応
⑷	分岐管	65 ㎜×50・40 ㎜（ＭＣ式ボールバルブ２コック）２個
⑸	ストップバルブ	65 ㎜及び 40 ㎜ボールバルブ式(アルミ合金製)各１個
⑹	差込式異径媒介金具	65×50・40 ㎜　４個
⑺	中継口用キャップ	65 ㎜差込オス　２個
⑻	各種消火薬剤	①クラスＡ泡消火薬剤(フォレックスパンＳ)　20 缶 ②最新泡消火薬剤（メガフォーム AGF3T）　10 缶
⑼	携帯マイク及びホルダー	超小型トランジスターメガホンをキャブ内天井に吊り下げ式で堅牢に取付けること。
⑽	携帯用投光器	ファイヤーバルカンＬＥＤ（標準セット）
⑾	デジタルカメラ	キャノン EOS　Ｘ４(附属品一式)
⑿	コーン	ジャバラコーン　２基
⒄	携帯型ＣＯ測定器	パルスＣＯオキシメータ　Ｒａｄ－57
⒅	送排風機	テンペストブロアーBD18

※（附属品一式…ダクト、ミストリング付含む）

⑲　発泡装置　　フレシキフォーム

第２款　その他の仕様の詳細

１　その他必要な附属品

⑴　電装用予備電球（赤色警光灯、ナイトスキャンチーフ用、サーチライト用一式）

⑵　ブースターケーブル一式

２　塗装及び記入文字

⑴　車体は、十分な防錆処理のうえ、朱色塗装を行うこと。

⑵　各収納庫内の塗装は、十分な防錆処理のうえ、オリエンタルグリーン色塗装とする。

⑶　車体下廻りは、黒色塗装とする。

⑷　ステップ、ポンプ室上部、水槽上部及びその他の箇所の塗装については当本部と協議すること。

⑸　記入文字は、キャブ後部両側ドアに前部から後部に「明石市消防署」、キャビン前部左側及び右ドアに無線呼出名称「化学１」と白色丸ゴシック体で記入すること。

⑹　キャビン上部に黒色丸ゴシック体で、対空表示「兵庫化学」と記入すること。ただし、照明灯の設置に支障がある場合には、別途協議すること。

⑺　車体両側面部シャッターに、反射テープで「**AKASHI FD CHEMICAL PUMP**」と記入すること。（書体のあってはあらためて協議する）

３　補則

⑴　完成車両の保証期間は、納入後１年とする。

ただし、保証期間以降であっても設計不良、施行不良により不都合が生じた場合は、無償で部品の取替及び修理を行うこと。

⑵　1,000 ㎞又は１ヶ月点検時には、エンジンオイル及びオイルエレメントを無償で交換するものとする。

⑶　納入時には、燃料タンクは満量とすること。

⑷　「消防用車両の安全基準について」において示されている「第３者機関による認証」については、日本消防検定協会による安全基準への適合の認証を行うとともに、同基準に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。なお、これらに係る諸経費については、契約金額に含むものとする。

⑸　旧車両１台を廃棄処分すること。

ア　旧車両の抹消登録等は、受注者の負担と責任において処理すること。

イ　抹消登録完了後、速やかに当該抹消登録証明書の原本を当本部へ提出すること。

ウ　旧車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡後において明石市に一切迷惑を及ぼすことのないように処理すること。名称等消去後は、当該箇所を写真撮影の

うえ、当本部へ提出すること。

エ　旧車両の自動車検査証の有効期限は、平成２３年２月２３日

神戸８８や５１４８

以上

別表１　要綱に定める取付品、取付装置、附属品等〔補助対象〕

①　取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	ポンプ圧力計	標準品	2
2	ポンプ連成計	リターン式	2
3	エンジン回転計	標準品	1
4	エンジン油温計	標準品	1
5	赤色警光灯	大阪サイレン製・NF－L－VB2M－HC2	1
6	電子サイレン	大阪サイレン製・TSK－5102VY（ﾜｲﾔﾚｽ装置付）	1
7	照明灯	両側面中央部付近にﾒﾀﾙﾊﾗｲﾄﾞ 35W 各１(拡散型)	2
8	後退警報器	標準品（左折、後退音声付）	1
9	標識灯	「明石市」と黒色丸ゴシック体で記入	1

②　軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置は次に掲げるものであること。

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	電動サイレン	減音装置付（足踏み式スイッチ付）	1式
2	ポンプ回転計	標準品	1
3	流量計	電磁流量計	1
4	積算流量計	電磁流量計連動	1
5	キャブチルト装置	電動油圧式	1式
6	オイルパンヒーター	メタルコンセント１箇所（10m コード付）	1式
7	不凍液注入装置	標準品	1
8	作業灯	車両後部にメタルハライド 35W	1
9	車外無線送話器取出口	防水型・照明付(ポンプ室左右取付)	2
10	放水銃	YONE クロスファイター放水銃(附属品一式、伸縮パイプ付)	1式
11	後輪灯	保護枠付	2
12	牽引用フック	前後各１箇所(容易に操作ができること。)	2
13	特殊赤色点滅灯	大阪サイレン製　LF－12(枠付・前後各１対)	2

③　備えなければならない附属品

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	吸管	75 ㎜×10m 以上(超軽量ソフト吸管)	2
2	吸口ストレーナー	75 ㎜用	2
3	吸管ストレーナー	75 ㎜用	2
4	吸管ちりよけ籠	75 ㎜用	2
5	吸管まくら木	WS パット（ゴム製）	2
6	吸管ロープ	径 10 ㎜×15m	2
7	消火栓金具	75 ㎜メスネジ×65 ㎜差込メス	1
8	中継用媒介金具	65 ㎜メスネジ×65 ㎜差込メス(ストレナー付)	2
9	消火栓開閉金具	地下式消火栓用ハンドル（明石市型）	1 式
10	吸管スパナ	標準品	2
11	管そう	TS ノンスリップ(呼称 65　)	2
12	ノズル	ダブコンマークⅡ（NV-65W・Ⅱ）	4
13	発泡筒先	泡ノズルアタッチメント（NV-65MMLX）	1
14	放口媒介金具	65 ㎜メスネジ×65 ㎜差込オス	4
15	とび口	長さ 1.8m	2
16	金てこ	テコバール(長さ 900 ㎜)	1
17	剣先スコップ	丸形パイプ柄	1
18	はしご	三連梯子(チタン製 8.7m キャスター付)	1
19	一連はしご	かぎ付き	1
19	車輪止	ゴム製中型	2
20	消火器	自動車用（ABC 粉末 6 kg型）	2
21	ポンプ工具	標準品	1 式
22	ホース	65 ㎜×20m 国検品(白 1.6MPa ホース)	10
23	照明器具	発電機(ホンダ EU9i・並列コード付)、アルミ製三脚、投光器(ハロゲン 500W)、逆配電型屋外用コードリール(30m)	1 式

④　軽微な変更として備えることのできる附属品

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	タイヤチェーン	標準品	1 式
2	分岐管	MC 分岐ボールバルブ(65×50・40 ㎜ YONE 製)	2
3	ホースブリッジ	軽量コンパクトタイプ(CB－450W)2 個 1 組	1 式
4	ワイヤー	繊維スリング(合成繊維ベルト)5m・3m 各 1 本	2
5	ホース背負器	アルミ製(MAC－003)	2
6	おの	大おの(長さ 910 ㎜)	1

7	掛矢	ウレタンゴム付	1
8	ホースカバー		1
9	スタンドパイプ	双口バルブ付(PS－65DV)	1
10	特殊ノズル	NV-40VITG ﾋﾞｯﾄﾉｽﾞﾙ半ﾈｼﾞ仕様ｸｱﾄﾞﾗﾉｽﾞﾙﾁｯﾌﾟ型付	2
11	特殊ノズル用ホース	呼称 40 ㎜（使用圧 1,6MPa、材質は高強度ｱﾗﾐﾄﾞ繊維）	10

別表２　要綱に定める以外の取付品、取付装置、附属品等〔補助対象外〕

①　取付品及び取付装置等

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	自動調圧装置		1 式
2	消防マーク	150 ㎜	1
3	旗立てスリーブ	250 ㎜(ポール・訓練旗付)	1 式
4	シートカバー	厚手透明ビニール張り	1 式
5	サイドバイザー	ステンレス製	4
6	カーエアコン	純正品	1 式
7	泥除けゴム	全輪取付	4
8	前照灯	ディスチャージ・ヘッドライト	1 式
9	フォグランプ	純正品	1 式
10	ナビゲーションシステム	HDD 式	1 式
11	バックアイカメラ	ナビゲーションシステム連動	1 式
12	ドライブレコーダー	ウイットネスⅡ（CF カード 256MB 付）	1 式
13	メタハラ照明装置	メタルハライドランプ 150W２個/ナイトスキャンチーフ	1 式
14	その他の標準装備品	純正ラジオ・ヒーター	1 式

②　附属品等

No.	品　　名	メーカー・型式等	数量
1	特殊ノズル	NV-40VITG ﾋﾞｯﾄﾉｽﾞﾙ半ﾈｼﾞ仕様ｸｱﾄﾞﾗﾉｽﾞﾙﾁｯﾌﾟ型付	2
2	泡アタッチメント	MX フォームジェット（クアドラ対応）	1
		LX フォームジェット（クアドラ対応）	1
3	ラインプロポーショナー	FP－65・400	1
4	ポンププロポーショナー	クラス A 対応　一式	2
5	シャットオフボールバルブ	BO－65／BO－40	各１
6	媒介金具	差込式異径媒介 65 ㎜×50・40 ㎜	2
7	中継口用キャップ	65 ㎜差込オス	2

8	クラスＡ泡消火薬剤	フォレックスパンＳ	20缶
9	泡消火薬剤	最新泡消火薬剤（メガフォームAGF3T　３％）	10缶
10	携帯拡声器	TR－215S（キャビン内取付）	１式
11	携帯用投光器	ファイヤーバルカンLED（標準セット）	１式
12	デジタルカメラ	キャノンEOS　X4（付属品一式）	１式
13	ジャバラコーン	ポータ工業　PCS－65R	2
14	夜光チョッキ	NEO－3	5
15	絶縁ボトルクリッパ	絶縁ボトルクリッパZBC	1
16	非接触温度計	YST60W	1
17	ホース搬送具	ホースバンドOH－１	12
18	ホース漏水止応急バンド	HB－100	5
19	火災現場用具鞄	KS－H51－1	1
20	つるはし		1
21	鉄ハンマー		1
22	ブースターケーブル		1
23	特殊消火器具	金属火災用薬剤散布器（６kg型）	4
24	耐熱服(アルミケース付)	ZK－5000又は同等品以上	２式
25	送排風機	テンペストブロアーＢＤ18一式（ﾀﾞｸﾄ、ﾐｽﾄﾘﾝｸﾞ付）	1
26	発泡装置	フレシキフォーム	1

別 紙

消防用超短波無線電話機仕様書

第1　総則

1　この仕様書は、災害対応特殊消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）に取付ける消防用超短波無線電話機（以下「無線機」という。）の規格、性能及び付属品等について必要な事項を定める。

2　無線機の規格は、無線機器型式検定規則（昭和 36 年郵政省令第 40 号）別表第 1 号 F３E 電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器欄に規定する条件並びに同規則別表第２号 F３E 電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器の欄に規定する条件（ただし、温度は、摂氏零下 10 度から摂氏 50 度までの範囲とする。）に適合するものでなければならない。

3　無線機の設置は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　電波法令並びにこれに基づく関係法令に適合しなければならない。

⑵　本書面に記載されていない事項であっても設置並びに運用に際し当然必要とするものは付加するものとする。

⑶　無線機本体及び配線は、取付け後の保守点検等に支障がないよう、事前に明石市消防本部担当者と十分協議すること。

4　受注者は、納入時に次に掲げる図書を提出しなければならない。

⑴　試験成績書　　２部

⑵　取扱説明書　　２部

5　補償

⑴　無線機の保証期間は、納入後 1 年間とする。

⑵　無線機設置工事にあたり周辺機器等に損害を与えた場合は、速やかに受注者の責任において修復するものとする。

第２　仕様

1　陸上移動局　消防用超短波無線電話機（車載型単信式）１０W　　1 基

2　無線機は、次の各号によるものであること。

⑴　堅牢で長年月の使用に耐えるものであること。

⑵　材料及び部品は、日本工業規格に定める通信機用又はこれと同等以上の品質及び性能のものであること。

⑶　本体に外付スピーカーの取付け端子が設けられていること。

⑷　公称電源電圧が直流 12Ｖ又は 24Ｖであって電源の極性又は電圧の異なる場合の変換コンバーターが容易に取付けできるように考慮されているものであること。

⑸　温度が摂氏零下 20 度においても、交信できるものであること。

⑹　電源部出力端子の標準電圧の±20%の変動において、破損しないものであること。

3　無線機の送受信周波数等の規格は、次のとおりとする。

⑴　周波数範囲　　１４２MHｚ～１６２．０３７５MHｚ

⑵　周波数幅及びチャンネル数　１３．５MHｚ幅　８CH以上

⑶　電波形式　　Ｆ３Ｅ

⑷　通信方法　　単信方式

⑸　実装周波数（７波）

１CH＝１５２．８１MHｚ（市波１）

２CH＝１５０．１７MHｚ（市波２）

３CH＝１４８．２９MHｚ（県内共通波）

４CH＝１５０．７３MHｚ（全国共通波１）

５CH＝１４８．７５MHｚ（全国共通波２）

６CH＝１５４．１５MHｚ（全国共通波３）

７CH＝１５８．３５MHｚ（防災波）

4　付属品は次のとおりとする。

⑴　予備パイロットランプ（発光ダイオード等によるものを含む。）	現用の３倍
⑵　予備ヒューズ	現用の３倍
⑶　調整棒、調整用工具	１組
⑷　送受話器及び受台（後部用含む）	３組
⑸　空中線ホイップ型（同軸ケーブル含む）	一式
⑹　外部スピーカー（室内用ＢＯＸ型）	１個
⑺　制御切替え器等	一式
⑻　１５０MHｚ帯用フレキシブルマイク（切替え式トークスイッチ付）	一式
⑼　その他無線機使用上特に必要なもの	一式

5　その他

⑴　無線アンテナ取付用ブラケット

⑵　アースボンディング取付け

⑶　無線機配管は、アンテナ配線用配管を設けるとともに、配線等は配管を用い天井及び側板内に埋没させ、点検口を設けること。

⑷　呼出名称は、別途指示する。

⑸　免許申請及び諸費用

無線機の設置について、電波法令に基づく設置から運用までの申請等の諸手続き及びこれに要する諸経費の負担は、受注者の責任において行うものとする。

⑹　破損に関する補償

無線機設置の工事にあたり周辺機器等に損害を与えた場合は、速やかに受注者の責任において修復するものとする。

番号 00047 A

平成 21年 2月 12日

神戸運輸監理部長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
神戸 88 や 5148	平成 3年 1月 24日	平成 3年 1月	普通	特種	自家用	消防車 [523]	
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
三菱 [313]			6人	2560kg		10490kg	13380kg
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重 / 前後軸重 / 後前軸重 / 後後軸重	
FP415J530126			815cm	249cm	317cm	4900kg / -kg / -kg / 5590kg	
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号
U-FP415J改	8DC9		16.03kW	軽油			

所有者の氏名又は名称	明石市
所有者の住所	兵庫県明石市中崎1丁目5－1 [28502 0879]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	兵庫県明石市藤江924－8 [28502 0032]
有効期間の満了する日	平成 23年 2月 23日

備考

［姫路］，継続検査
自動車重量税額　￥１７６，４００
この自動車は平成２３年１月２３日以降の有効期間満了日を超えてＮＯｘ・ＰＭ対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域内です。
速度抑制装置の装備義務付けの対象外です。
［走行距離計表示値］８，０００ｋｍ（平成２１年２月１２日）
［旧走行距離計表示値］７，２００ｋｍ（平成１９年２月１５日）
［その他検査事項］（１）積載物品エアフォーム原液、容量１２００Ｌ、比重１．０５　積載物品水、容量１３００Ｌ、比重１．００
以下余白

裏面もご覧下さい。

COPY

証明書番号 第RR－054903-5号

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

株式会社 損害保険ジャパン

平成 21 年 1 月 26 日

ご注意 ○○内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備付けておいて下さい。○○この証明書は収納印のないものは無効です。○○ビニール袋やコムのマいものなど塩化ビニール系の素材に長時間接触させておくと文字が読みにくくなることがありますので保管の際はご注意願います。

登録車両は車両番号・車台番号または自動車番号標識番号	神戸 88 や 5148 ポンプ自動車ノ本署 / 耐型化学消防 車台番号 FP415J530126	自動車の種別	緊急
保険期間	自 平成 21 年 3 月 18 日 24 か月 日間 至 平成 23 年 3 月 18 日 午前12時	使用の本拠の所在地	兵庫県
保険契約者の住所および氏名	兵庫県明石市中崎 1-5-1 明石市長 様	保険料	￥ 8,630
		指定金融機関名	
		保険料収納済印	自賠責損害賠償責任保険 収納済 21.1.26 C14294 株式会社損害保険ジャパン
異動事項			
管轄店の所在地および名称	株式会社 損害保険ジャパン 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 ＊フリーダイヤル【事故関係】0120-281-110【契約関係】0120-281-552	扱者印	(社) 全国市有物件

＊フリーダイヤルの受付時間は、【事故関係】24時間365日、【契約関係】平日9:00～17:00です。

※平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に効力が生じた責任保険の契約については、「保険料」とあるのは「保険料から保険料等返戻金相当交付金を控除した金額」とします。

神戸88や5148（Ⅲ型化学消防ポンプ自動車／本署）

0041805948

［A券］預託証明書（リサイクル券）

<<車両欄>>

リサイクル券番号	1200-0626-0050
車台番号	FP415J530126
車名	三菱

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥9,580
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥9,710

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 2月16日発行
事務処理番号: 1-103678100308<4>

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

［B券］使用済自動車引取証明書

引取日：　　年　月　日

リサイクル券番号（移動報告番号）	1200-0626-0050
車台番号	FP415J530126
車名	三菱
預託金額	¥9,710（消費税込み）

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第９条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第８０条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<引渡者>
氏名・名称

<引取業者>
登録番号
氏名・名称　　印
事業所名称
所在地
TEL.

<受領証（C券）利用時切離し>

［C券］資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1200-0626-0050
車台番号	FP415J530126
車名	三菱

受領金額	¥480（消費税込み）

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 2月16日発行
事務処理番号: 1-103678100308<4>

化学車
明石
F U S O
神戸88
や 51-48

神戸88
や 51-48
FUSO

2
1
石明

1
2
明石市消防署

参考図